

議案第 59 号

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

職員の年次休暇及び組合休暇の付与単位を変更するため、この条例を定めよう
とする。

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年関市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「1 の年」を「1 の年度」に改め、同項第 2 号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に、「20 日」を「、20 日」に改め、同項第 3 号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第 2 項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第 15 条第 1 項中「1 の年」を「1 の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員及び施行日においてこの条例による改正後の関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第 12 条第 1 項第 3 号に該当する職員の令和 7 年度における年次休暇の日数は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に有するこの条例による改正前の関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 12 条に規定する年次休暇の残日数に 5 日を加えた日数とする。
- 3 新条例第 12 条第 2 項の規定は、令和 7 年度から令和 8 年度への年次休暇の繰越しから適用する。
- 4 施行日前から引き続き在職する職員の令和 7 年度における組合休暇の日数は、新条例第 15 条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に有する旧条例第 15 条に規定する組合休暇の残日数に 8 日を加えた日数とする。